2　贈与額　五億六千万円
3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　國枝昌樹在シリア大使
シリア側　アーミル・ホスニ・ルトゥフィ国家企画庁長官
平成二十二年三月二十五日
外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第百二十号

平成二十二年三月四日にダマスカスで、第二次地方都市廃棄物処理機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がシリア・アラブ共和国政府との間に行われた。
1　援助の目的及び内容　第二次地方都市廃棄物処理機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九億八千五百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　國枝昌樹在シリア大使
シリア側　アーミル・ホスニ・ルトゥフィ国家企画庁長官
平成二十二年三月二十五日
外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第百一号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十二年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。
平成二十二年三月二十五日
厚生労働大臣　長妻　昭

〇・〇〇三九三九

○農林水産省告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　熊本県水俣市古里字高寺七三〇の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字高寺七三〇の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町和気字清水六、字下田長七、字ゐケ二六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　石川県加賀市大聖寺地方町九　一の一六、壱壱　七の一〇、七の一一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　石川県白山市下田原ル二の甲、二の乙一、二の乙二、二の丙、ヲ一〇の甲、桑島レ一から五まで、六の一から六の四まで、七から一五まで、一六の一、一六の二、十号六の一〇、六の一八、六の二一の甲、六の六三、六の六四
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採の種類
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十二年三月二十五日
農林水産大臣　赤松　広隆
一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町上川内字大又七六、七七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大又七六（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(一)　保安林の所在場所　石川県白山市中宮ヰ九の九、九の一〇、白峰二十七号三三の五
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）